

内閣府令第三十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条の二」を「第五十八条」に改める。

第八条第七項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「この項において「出資者等」を「譲渡会社等」に、「出資者等」を「譲渡会社等の」に改める。

第八条の九第二号中「出資者等（当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡

した会社等をいう。」を「譲渡会社等」に改める。

附則第三項中「連結会計年度（）」を「事業年度（）」に、「当連結会計年度」を「当事業年度」に、「前連結会計年度」を「前事業年度」に、「連結財務諸表（）」を「財務諸表（）」に、「前連結財務諸表」を「前財務諸表」に、「当連結財務諸表」を「当財務諸表」に、「最近連結会計年度」を「最近事業年度」に、「連結財務諸表として」を「財務諸表として」に改め、附則第四項中「前連結財務諸表」を「前財務諸表」に、「第八条の三」を「第六条」に、「当連結財務諸表」を「当財務諸表」に改める。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第二章第三節中第四十一条の次に次の一条を加える。

（特別目的会社の債務等の区分表示）

第四十一条の二 連結の範囲に含めた特別目的会社（財務諸表等規則第八条第七項に規定する特別目的会

社をいう。)が有するノンリコース債務(当該特別目的会社の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない債務をいう。以下この条において同じ。)については、社債又は借入金その他の負債の項目ごとに当該ノンリコース債務を示す名称を付した科目をもつて流動負債又は固定負債に掲記しなければならない。ただし、ノンリコース債務を社債又は借入金その他の負債を示す科目(ノンリコース債務を示す名称を付した科目を除く。)に含めて掲記することを妨げない。

2 前項ただし書の規定により掲記する場合には、社債又は借入金その他の負債を示す科目ごとにノンリコース債務の金額を注記しなければならない。

3 ノンリコース債務に対応する資産については、当該資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

い。

様式第九号記載上の注意11に次のように加える。

ただし、社債がノンリコース債務に該当する場合には別に注記すること。

様式第九号記載上の注意中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9・特別目的会社（財務諸表等規則第8条第7項に規定する特別目的会社をいう。）の発行している社債がノンリコーズ債務（第41条の2第1項に規定するノンリコーズ債務をいう。12において同じ。）に該当する場合には、欄外にその旨を記載すること。

様式第十号記載上の注意「中」第6号において「を」以下「に」改め、同記載上の注意「12」次のように改正する。

ただし、ノンリコーズ債務（第41条の2第1項に規定するノンリコーズ債務をいう。6において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

様式第十号記載上の注意「12」次のように加える。

ただし、ノンリコーズ債務（1年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の二」に改める。

第二章第三節中第四十三条の次に次の一条を加える。

（特別目的会社の債務等の区分表示）

第四十三条の二 連結財務諸表規則第四十一条の二の規定は、連結の範囲に含めた特別目的会社（財務諸表等規則第八条第七項に規定する特別目的会社をいう。）が有するノンリコース債務（連結財務諸表規則第四十一条の二第一項に規定するノンリコース債務をいう。）及び当該ノンリコース債務に対応する資産について準用する。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条」に改める。

第十九条第一項第四号中「四半期会計期間及び」を削る。

「第六節 雑則」を「第七節 雑則」に改める。

第七十二条中「場合には」の下に「、四半期累計期間に係る四半期損益計算書において」を加える。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条・第七十八条」を「第七十七条 第七十八条の二」に改める。

第二十条第一項中「(次条第一項に定める場合を除く。)」を削る。

第八十一条中「場合には」の下に「、四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書において」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第七項及び第八条の九第二号の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この項において「新連結財務諸表規則」という。)の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係るものについては、新連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「旧財務諸表等規則」という。)第八条第七項の規定により子会社に該当しないものとされた特別目的会社を初めて連結

の範囲に含めた連結会計年度における当該連結の範囲の変更は、会計方針の変更（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第二条第三十九号に規定する会計方針の変更をいう。）とみなして、連結財務諸表規則第十四条の二において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三第三項（第四号から第六号までを除く。）の規定を適用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び適用初年度の期首における利益剰余金に対する影響額」とする。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係るものについては、新中間連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 旧財務諸表等規則第八条第七項の規定により子会社に該当しないものとされた特別目的会社を初めて連

結の範囲に含めた中間連結会計期間における当該連結の範囲の変更は、会計方針の変更（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「中間連結財務諸表規則」という。）第 二条第三十六号に規定する会計方針の変更をいう。）とみなして、中間連結財務諸表規則第 十 一 条 の 二 において準用する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 第 五 条 第 三 項（第四号から第六号までを除く。）の規定を適用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び適用初年度の期首における利益剰余金に対する影響額」とする。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五 条 旧財務諸表等規則 第 八 条 第 七 項 の 規 定 に よ り 子 会 社 に 該 当 し な い も の と さ れ た 特 別 目 的 的 会 社 を 初 め て 連 結 の 範 囲 に 含 め た 連 結 会 計 年 度 に 属 す る 四 半 期 連 結 会 計 期 間 に お け る 当 該 連 結 の 範 囲 の 変 更 は、 会 計 方 針 の 変 更（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「四半期連結財務諸表規則」という。） 第 二 条 第 四 十 一 号 に 規 定 す る 会 計 方 針 の 変 更 を いう。）とみなして、 四 半 期 連 結 財 務 諸 表 規 則 第 十 条 の 二 に お い て 準 用 す る 四 半 期 財 務 諸 表 等 の 用 語、 様 式 及 び 作 成 方 法 に 関 す る 規 則 第 五 条 第 三 項（第四号を除く。）の規定を適用する。